

○東京藝術大学奏楽堂ネーミングライツ事業規則

〔 令和 6 年 10 月 9 日
制 定 〕

改正 令和 7 年 7 月 17 日

（目的）

第 1 条 この規則は、東京藝術大学奏楽堂（以下「奏楽堂」という。）におけるネーミングライツ事業に関し必要な事項を定め、当該施設の有効活用により自己収入を拡大し、教育研究環境及び鑑賞環境の維持・向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「法人等」とは、法人、法人以外の団体又は個人事業主をいう。
- （2）「命名権等」とは、奏楽堂に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定する権利（以下「命名権」という。）及び奏楽堂を利用し法人等の活動を宣伝する権利をいう。
- （3）「ネーミングライツ事業」とは、奏楽堂の命名権等について本学が法人等に付与すること及びその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し、奏楽堂の教育研究環境・鑑賞環境の維持・向上を図る事業をいう。
- （4）「ネーミングライツパートナー」とは、契約により、本学が命名権等を付与した法人等をいう。

（ネーミングライツ事業の基本方針）

第 3 条 ネーミングライツ事業は、奏楽堂の本来の目的に支障を及ぼさないよう実施するとともに、奏楽堂の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 本学は、ネーミングライツ事業を導入したときは、愛称を積極的に使用するものとする。ただし、本学の規則等に規定する奏楽堂の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく当該規則等に規定する名称を使用するものとする。

3 本学は、奏楽堂の美観の維持に努めなければならない。

4 ネーミングライツ事業による収入は、奏楽堂の維持管理、修繕その他施設設備整備を行うための費用に充てるものとする。

（命名権等の付与期間）

第 4 条 命名権等を付与する期間は、原則として 5 年以上とする。

（選定委員会）

第 5 条 ネーミングライツパートナーの選定に関する事項その他必要な事項を審議するため、ネーミングライツ事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （1）理事（経営改革・財務担当）
- （2）音楽学部長
- （3）演奏芸術センター長

- (4) 音楽学部教授会構成員より推薦された者 2名
- (5) 音楽学部事務長
- (6) 渉外担当課長
- (7) 財務会計課長
- (8) 施設課長
- (9) その他学長が必要と認めた者

3 前項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 選定委員会に委員長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 選定委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、可決することができない。

2 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ネーミングライツ事業実施の決定)

第8条 音楽学部長は、ネーミングライツ事業を実施しようとする場合には、ネーミングライツ事業実施申請書（別紙様式1）により、学長に申請しなければならない。

2 申請にあたっては、音楽学部長は選定委員会の協力を得るものとする。

3 学長は、第1項の規定による申請があったときは、戦略会議での意見を参考に、ネーミングライツ事業の実施について決定する。

(募集)

第9条 ネーミングライツ事業の実施は、原則として、次に定めるところにより公募に行うものとする。

(1) 命名権を付与する法人等の募集は、ホームページへの掲載等により広く行うこと。

(2) 命名権の付与期間その他ネーミングライツ事業に必要な事項は、募集要項に定めること。

(応募)

第10条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する法人等は、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反しているもの

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

の

- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの
- (5) 本学からの建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止措置を受けている期間中のもの
- (6) 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中のもの
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は更生手続を行っているもの
- (8) 社会問題を起こしているもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (10) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (11) 政治団体
- (12) 宗教団体
- (13) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (14) その他ネーミングライツ事業を実施する法人等として適当でないと認められるもの

2 ネーミングライツ事業に応募する法人等は、ネーミングライツ事業申込書（別紙様式2）に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに対する書類
- (3) 登記事項証明書
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）（愛称等）

第11条 次の各号のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の愛称等（愛称及び広告掲示等の内容をいう。以下同じ。）として設定することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に関するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- (9) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (10) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (11) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの

- (12) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (13) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (14) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (15) その他愛称等として適当でないと学長が認めるもの

(ネーミングライツパートナーの選定)

第12条 学長は、第10条第2項の規定による書類の提出があったときは、選定委員会にネーミングライツパートナーの採用候補者を選定させるものとする。

2 選定委員会は、前項の規定による選定の結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の規定による選定委員会の報告を踏まえ、ネーミングライツパートナーに採用する法人等を決定する。

4 学長は、第10条第2項の規定により書類を提出した法人等に対し、選定の結果をネーミングライツパートナー採用決定通知書（別紙様式3）又はネーミングライツパートナー不決定採用通知書（別紙様式4）により通知しなければならない。

(契約)

第13条 本学は、ネーミングライツパートナーに採用することを決定した法人等と、命名権の契約を締結するものとする。

(費用負担)

第14条 奏楽堂に係る愛称等の標示設置等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担する。命名権の契約期間満了又は命名権の取消に伴う標示等の原状回復に必要な費用も同様とする。

(ネーミングライツ料の納付)

第15条 ネーミングライツパートナーは、本学が指定する期日までに本学が発行する請求書により年度ごとに一括でネーミングライツ料を納付しなければならない。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(愛称等変更の禁止)

第16条 愛称等は、命名権の契約期間の途中で変更することはできない。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(ネーミングライツパートナーの責務)

第17条 ネーミングライツパートナーは、愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から愛称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

(契約解除の申出)

第18条 ネーミングライツパートナーは、自身の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、命名権の契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、30日前までにネーミングライツ事業契約解除申出書（別紙様式5）を学長に提出しなければならない。

(契約の解除)

第19条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権の契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納付がなかったとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが本学の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させたとき。
- (3) ネーミングライツパートナーが社会的信用を著しく損なう不祥事を起こしたとき。
- (4) ネーミングライツパートナーが倒産又は破産等をしたとき。
- (5) ネーミングライツパートナーが第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (6) 前条第2項の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。
- (7) その他学長が必要と認めるとき。

2 学長は、前項の規定により命名権の契約の解除を決定したときは、ネーミングライツ事業契約解除通知書（別紙様式6）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 前項の規定により契約が解除された場合の既納のネーミングライツ料については、返還しない。

(事務)

第20条 ネーミングライツ事業に関する事務は、経営改革プロジェクト課が関係部局の協力を得て処理する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和6年10月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

別紙様式第 1 （第 8 条関係）

年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長 殿

申請者_____

ネーミングライツ事業実施申請書

ネーミングライツ事業を下記のとおり実施したいので、関係書類を添えて申請します。

対象施設等の名称	奏楽堂
希望する命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
希望するネーミングライツ料	円（年額／税別）

【関係書類】

- ・ネーミングライツ事業募集要項素案

別紙様式 2（第 10 条関係）

年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長 殿

申請者 _____

ネーミングライツ事業申込書

国立大学法人東京藝術大学が実施するネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

対象施設等の名称	奏楽堂	
応募の趣旨		
愛称等の案	(※デザイン等は別添資料によります。)	
愛称等の理由		
命名権の付与を希望する 法人等の名称 (※)		
希望するネーミングライ ツ料	円 (年額／税別)	
希望する命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電 話	
	FAX	
	E-Mail	

(※) 申込者と同一の場合は記入不要

【関係書類】

1. 法人等の概要を記載した書類
2. 定款、寄附行為その他これらに類する書類
3. 登記事項証明書
4. 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及事業報告書
5. 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

年 月 日

殿

国立大学法人東京藝術大学長

ネーミングライツパートナー採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、ネーミングライツパートナーに採用しますので、以下のとおり通知します。

対象施設等の名称	奏楽堂
ネーミングライツパートナー に採用する法人等	
愛 称 等	
命名権付与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
ネーミングライツ料	年額 円 総額 円（ 年間）

年 月 日

殿

国立大学法人東京藝術大学長

ネーミングライツパートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、不採用となりましたので、以下のとおり通知します。

対象施設等の名称	奏楽堂
不採用理由	

年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長 殿

申出者 _____

ネーミングライツ事業契約解除申出書

国立大学法人東京藝術大学とのネーミングライツ事業契約について、以下のとおり契約解除を申し出ます。なお、契約解除に伴うネーミングライツ料の返還は求めません。

対象施設等の名称	奏楽堂
愛 称 等	
命名権付与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
希望する契約解除日	
契約解除の理由	

年 月 日

殿

国立大学法人東京藝術大学長

ネーミングライツパートナー事業契約解除通知書

貴殿との奏楽堂に係るネーミングライツ事業契約について、以下の理由により契約解除しますので通知します。

なお、国立大学東京藝術大学ネーミングライツ事業規則第19条第3項の規定により、すでに納入されましたネーミングライツ料については返還いたしません。

契約解除日	年 月 日
契約解除の理由	